

2017年1月

## 仮想通貨交換業者に関する内閣府令(案)等について

弁護士 河合 健 / 同 林 達朗 / 同 早川 晃司

昨年5月25日、仮想通貨に関する規制等を目的として、資金決済に関する法律(「資金決済法」)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(「犯収法」)等を改正する法律(「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」)が、国会で成立した。これに伴い、同年12月28日、金融庁より、仮想通貨交換業者に関する内閣府令の新設等を盛り込んだ、銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)が公表された。以下、これらの内閣府令・政令(案)等のポイントを解説する。

### 1. 公表の経緯

我が国においては、昨年までビットコイン等の仮想通貨の法的位置付けは必ずしも明らかではなく、これを取り扱う業者を規制する法律は存在していなかった。しかし、国内外の要請を踏まえ、仮想通貨に係る国内法制度整備について検討が進められた結果、仮想通貨に関する規制等を目的として、資金決済法及び犯収法等を改正する法律(「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」)(「改正法」)が、昨年5月25日に成立した<sup>1</sup>。同法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行される予定である(現時点では、本年4月に施行予定である。)。同法の施行に向けて、金融庁は、昨年12月28日、「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」を公表した。以下、同案のうち、仮想通貨に関連する、仮想通貨交換業者に関する内閣府令案、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案・規則案等につき解説を加える<sup>2</sup>。

### 2. 仮想通貨交換業者に関する内閣府令案(「府令案」)の内容

府令案には、仮想通貨交換業者としての登録に求められる登録申請書の記載事項や財産的基礎に係る要件、仮想通貨交換業者として講じる必要のある措置等が具体的に定められており、その概要は以下のとおりである。

<sup>1</sup> 詳しい法改正の経緯や同法の内容については、2016年3月発行の当事務所金融法ニュースレター「仮想通貨に関する国会提出法案について」をご参照いただきたい。

<sup>2</sup> 同案は、本年1月27日までパブリックコメントに付されており、変更の可能性があり得る点に留意を要する。

## 1. 登録の申請に係る記載事項及び添付書類(資金決済法 63 条の 3 第 1 項 11 号、63 条の 3 第 2 項、府令案 5 条、6 条)

資金決済法の改正により、仮想通貨交換業の登録制が導入された(資金決済法63条の2)。府令案では、登録申請書の記載事項につき、資金決済法 63 条の 3 第 1 項 1 号ないし 10 号に掲げる事項に加え、次の事項を定めている(府令案 5 条)<sup>34</sup>。

- 取り扱う仮想通貨の概要
- 金銭又は仮想通貨の分別管理の方法
- 利用者からの苦情又は相談に応じる営業所の所在地及び連絡先
- 加入する認定資金決済事業者協会の名称

また、添付書類として、最終事業年度の B/S、P/L 等の財務書類や、仮想通貨交換業に関する体制整備に係る書類(組織図、社内規則等)が必要とされている(資金決済法 63 条の 3 第 2 項、府令案 6 条)。

なお、改正法の施行日前であっても、仮想通貨交換業の登録の申請を行うことができる(改正法施行令附則案 2 条)。

## 2. 財産的基礎(登録拒否要件、資金決済法 63 条の 5 第 1 項 3 号、府令案 9 条)

- 資本金額:1000 万円以上であること
- 純資産額:マイナスでないこと

## 3. システムの安全管理(情報の安全管理、資金決済法 63 条の 8、府令案 12 条、13 条)

仮想通貨交換業者は、情報の安全管理のために、次に掲げる措置を講ずる必要がある。

- 業務の内容及び方法に応じ、システムの管理を十分に行うための措置(府令案 12 条)
- 利用者に関する情報の安全管理、従業員の監督及び利用者情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置(府令案 13 条)

## 4. 委託業務の適正・確実な遂行を確保するための措置(府令案 15 条)

仮想通貨交換業者は、その業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じて、次に掲げる措置を講じる必要がある。

- 当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- 委託先が行う仮想通貨交換業に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置
- 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に業務を速やかに委託する等、仮想通貨交換業の利用者の保護に支障が生じること等を防止するための措置
- 仮想通貨交換業者の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、利用者の保護を図るため必要がある場合

<sup>3</sup> 資金決済法 63 条の 3 第 1 項 1 号ないし 10 号においては、①商号及び住所、②資本金の額、③仮想通貨交換業に係る営業所の名称及び所在地、④取締役及び監査役の氏名、⑤会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称、⑥外国仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者の氏名、⑦取り扱う仮想通貨の名称、⑧仮想通貨交換業の内容及び方法、⑨仮想通貨交換業の一部を第三者に委託する場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所、⑩他に事業を行っているときは、その事業の種類、が規定されている。

<sup>4</sup> 当局に提出する書類で日本語でないものについては訳文を付す必要があり(府令案 2 条)、また、提出書類において外国通貨又は仮想通貨をもって金額または数量を表示するものがあるときは、円換算額と換算レートを付記する必要がある(府令案 3 条)。

には、委託契約の変更又は解除をする等の必要な措置

業務を全部委託することはできないが、委託の範囲につき、特段の制限は設けられていない。ただし、委託先への実質的な名義貸しとならないよう注意する必要がある。

## 5. 利用者の保護等に関する措置(資金決済法 63 条の 10、府令案 16 ないし 19 条)

### (1) 仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨の誤認防止に関する説明(府令案 16 条)

仮想通貨交換業者は、利用者との間で仮想通貨の交換等を行うときは、あらかじめ、以下の説明を行う必要がある。

- 取り扱う仮想通貨は、本邦通貨又は外国通貨ではないこと
- 取り扱う仮想通貨が、特定の者によりその価値を保証されていない場合はその旨、又は特定の者によりその価値が保証されている場合は、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容 等

### (2) 利用者に対する情報提供(府令案 17 条 1 項、2 項)

仮想通貨交換業者は、利用者との間で仮想通貨交換業に係る取引を行うときは、商号及び住所、登録番号、取引の内容や、取り扱う仮想通貨の概要、利用者が支払うべき手数料、報酬、若しくは費用の金額若しくは上限額又は計算方法、利用者からの苦情又は相談に応じる営業所の所在地及び連絡先等を提供する必要がある。情報提供の方法は、「書面の交付その他の適切な方法」とされているが、PDF のダウンロード等、利用者がすぐに認識できる方法であれば、業者の規模や形態に応じて最適と考える方法を選択できると考えられる<sup>5</sup>。

### (3) 受領情報等の提供(府令案 17 条 3 項、4 項)

- 仮想通貨交換業者は、利用者から金銭又は仮想通貨を受領したときは、遅滞なく、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、(a) 仮想通貨交換業者の商号及び登録番号、(b) 受領した金銭の額又は仮想通貨の数量、(c) 受領年月日についての情報を提供する必要がある。
- 仮想通貨交換業者は、継続的に又は反復して取引を行う場合は、書面の交付その他の適切な方法により、少なくとも3か月毎に、利用者の取引の記録(履歴)並びに管理する利用者の金銭及び仮想通貨に係る残高についての情報を提供する必要がある。

### (4) その他の措置(体制整備義務)(府令案 18 条)

仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業に関し、上記の他、次に掲げる措置を講じる必要がある。

- 仮想通貨の特性、取引の内容その他の事情に応じ、利用者保護に必要な体制を整備する措置
- 捜査機関等から仮想通貨交換業に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報提供があること等の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、取引停止等を行う措置 等

### (5) 社内規則の制定等(府令案 19 条)

- 仮想通貨交換業者は、利用者保護、仮想通貨交換業の適切かつ確実な遂行を確保するための措置に関する社内規則等を制定する必要がある。
- 仮想通貨交換業者は、従業員研修、委託先に対する指導等による十分な体制を整備する必要がある。

<sup>5</sup> 事務ガイドラインにおいては、インターネット取引の場合、利用者が PC の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解したうえで画面上のボタンをクリックする方法が挙げられている(事務ガイドライン II-2-2)。

## 6. 分別管理(利用者財産の管理、資金決済法 63 条の 11、府令案 20 条)

### (1) 金銭の管理(府令案 20 条 1 項)

仮想通貨交換業者は、次に定める方法により、利用者の金銭を自己の金銭と分別して管理する必要がある。

- 銀行等への預金又は貯金(利用者の金銭であることがその名義により明らかなものに限る。外国法に準拠して預金業務を行う者(外国銀行等)への預金又は貯金も可能である。事務ガイドラインによれば、管理する帳簿上の利用者財産の残高と、利用者財産を分別管理している銀行等の口座残高を毎営業日照合することが求められる。)
- 信託銀行又は外国法に準拠して外国において信託業務を行う者への金銭信託で元本補填の契約のあるもの(FX 業者における顧客区分管理と同等の要件を満たす必要がある(府令案 21 条、22 条。))

### (2) 仮想通貨の管理(府令案 20 条 2 項)

仮想通貨交換業者は、次に定める方法により、利用者の仮想通貨を自己の仮想通貨と分別して管理する必要がある。また、事務ガイドラインによれば、管理する帳簿上の利用者財産の残高と、ネットワーク上の利用者財産の有高を毎営業日照合することが求められる。

- 仮想通貨交換業者が自己で管理する仮想通貨、利用者の仮想通貨と自己の固有財産である仮想通貨とを明確に区分し、かつ、当該利用者の仮想通貨についてどの利用者の仮想通貨であるかが直ちに判別できる状態(各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。)で管理すること
- 第三者に管理させる場合は、当該第三者において、利用者の仮想通貨と自己の固有財産である仮想通貨とを明確に区分させ、かつ、当該利用者の仮想通貨についてどの利用者の仮想通貨であるかが直ちに判別できる状態で管理させること

## 7. 分別管理監査(資金決済法 63 条の 11、府令案 23 条)

仮想通貨交換業者は、利用者の財産の管理の状況について、「金融庁長官の指定する規則」に従って、毎年 1 回以上、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。なお、同規則は、自主規制団体規則、日本公認会計士協会における検討に基づき設定されている。

## 8. 苦情処理措置及び紛争解決措置(資金決済法 63 条の 12、府令案 25 条)

仮想通貨交換業者は、指定仮想通貨交換業務紛争解決機関が存在しない場合には、次に定める苦情処理措置及び紛争解決措置を講じる必要がある。

### (1) 苦情処理措置(府令案 25 条 1 項)

自社対応の場合、適切な業務運営体制の整備、苦情処理に関する社内規則の制定、苦情申出先の利用者への周知、業務運営体制及び社内規則の公表を行う。また、自社以外で対応する場合、認定資金決済事業者協会が行う苦情解決等を利用する。

### (2) 紛争解決措置(府令案 25 条 2 項)

弁護士会のあっせん又は仲裁手続等が規定されている。

## 9. 帳簿書類の作成及び保存(資金決済法 63 条の 13、府令案 26 条ないし 28 条)

仮想通貨交換業者は、帳簿書類を作成し、保存する必要がある。帳簿書類は、原則として国内において保存する。ただし、帳簿書類が外国に設けた営業所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、国内保存は不要である(府令案 26 条 3 項)。

## 10. 報告書の提出(資金決済法 63 条の 14、府令案 29 条、30 条)

仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業に関する報告書を作成し、事業年度の末日から 3 月以内に当局宛に提出する必要がある。また、管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量その他これらの管理に関する報告書を作成し、四半期ごとに、期間経過後 1 月以内に当局宛に提出する必要がある。

## 3. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案(「犯収法施行令案」、同法施行規則案(「犯収法施行規則案」)(仮想通貨交換業関連部分)の主要改正点

### 1. 概要

犯収法上の義務を負う「特定事業者」に仮想通貨交換業者が追加され(同法 2 条 2 項 31 号)、「仮想通貨交換業に係る業務」が特定業務として規定された(犯収法施行令案 6 条 14 号)。また、①仮想通貨の交換等を継続的に若しくは反復して行うこと又は仮想通貨の交換等に関して利用者の金銭又は仮想通貨の管理を行うことを内容とする契約の締結、②200 万円<sup>6</sup>を超える仮想通貨の交換等、及び③管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為(仮想通貨の交換等に伴うものを除く。)であって、その額が 10 万円<sup>6</sup>を超える取引が、取引時確認等の対象となる特定取引として規定された(犯収法施行令案 7 条 1 項 1 号)<sup>7</sup>。なお、仮想通貨の交換等又は管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為に関して、同一顧客との間で、二取引以上を同時に又は連続して行う場合に、一回の取引金額を減少させるために取引を分割させたものであることが一見して明らかであるときは、当該二以上の取引は一取引とみなされる(犯収法施行令案 7 条 3 項)。

### 2. 経過措置(改正法施行令附則案 6 条)

以下を満たす場合には、犯収法 4 条 1 項の規定(取引時確認等)を適用しない(つまり、取引時確認等は不要となる。)

- 仮想通貨交換業者が改正法施行日前に行った取引において、犯収法 4 条 1 項及び 4 項の規定による確認(取引時確認等)に相当する確認(犯収法 6 条 1 項に規定する確認記録に相当する記録を作成・保存している場合に限る。)(「犯収法相当確認」)を行っている顧客等であること
- 改正法施行日以後の取引の際に、犯収法相当確認を行っている顧客等であることを確認すること
- なりすましや偽りの疑い等がないこと

なお、仮想通貨交換業者が犯収法上負う義務については、上記 2. の経過措置以外に特段の軽減措置は設けられていない。したがって、インターネット等の非対面取引において、本人特定事項の確認を行うためには、例えば、以下の方法を採用する必要がある。

- 個人の場合、本人確認書類又はその写しの送付を受け、確認記録に添付するとともに、顧客の住居宛に取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便等として送付する方法
- 法人の代表者等から、本人確認書類又はその写しの送付を受けるとともに、本人確認書類に記載されている会社の本店、主たる事務所宛に取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法(代表者等の本人特定事項の確認も必要)

<sup>6</sup> 換算方法は、取引を行ったときの相場を用いる方法その他の合理的方法(事務ガイドラインに例示)とする(犯収法施行規則案 36 条)。

<sup>7</sup> 顧客資産(金銭)の保全のために行う利用者区分管理信託に係る契約の締結、利用者区分管理信託に係る信託行為等は、特定取引から除外されている(犯収法施行規則案 4 条)。

#### 4. 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 16 仮想通貨交換業者関係)(「事務ガイドライン」)の概要

事務ガイドラインには、総則のほか、仮想通貨交換業者の監督上の着眼点及び事務処理上の留意点が記載されており、金融庁が検査等を行うときに、検査官等が検査等を行う際の視点を示している。したがって、法令とは異なり、それ自体が仮想通貨交換業者に対する法的拘束力を有するものではないが、検査項目であるため、遵守していないと判断されると業務改善命令等の対象となり得る。

事務ガイドラインによれば、仮想通貨交換業に係る取引の形態について、次の考え方が示されている。

- 仮想通貨を用いた先物取引等のうち、差金決済取引については、「仮想通貨の交換等」に該当しない。
- 仮想通貨を用いた信用取引等を行うに際して、利用者に対する金銭の貸付けを行うときは、貸金業の登録を受ける必要がある。

仮想通貨交換業に関して、レバレッジ取引を提供する場合には、利用者は提供されるレバレッジ倍率に比例して高額な損失を被るリスクを負うこととなるため、次の点に留意する必要がある。

- 利用者に対して、レバレッジ取引によるリスクの大きさ等について適切に説明すること
- 適切なレバレッジ倍率やロスカットルール等を設定する

また、資金決済法に基づく仮想通貨交換業者としての登録を受けていない外国仮想通貨交換業者については、国内にある者に対して、仮想通貨交換業に係る行為の勧誘をすることは禁止されているところ(資金決済法 63 条の 22)、事務ガイドラインでは、外国仮想通貨交換業者がホームページ等に仮想通貨交換業に係る取引に関する広告等を掲載する行為についての考え方が示されている。

以上

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下の通りです。  
弁護士 河合 健([ken.kawai@amt-law.com](mailto:ken.kawai@amt-law.com))  
弁護士 林 達朗([tatsuro.hayashi@amt-law.com](mailto:tatsuro.hayashi@amt-law.com))  
弁護士 早川 晃司([kohji.hayakawa@amt-law.com](mailto:kohji.hayakawa@amt-law.com))
  
  - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合にはお手数ですが、[finlaw-newsletter@amt-law.com](mailto:finlaw-newsletter@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願い申し上げます。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins2.html>にてご覧いただけます。